

新宮町告示第76号

令和6年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月23日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和6年6月5日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

温水 眞君

庵原 伸一君

大牟田直人君

北崎 和博君

上畝地白馬君

片岡 誠治君

安武久美子君

西 健太郎君

横大路政之君

牧野真紀子君

松井 和行君

○6月5日に応招した議員

全員

○6月6日に応招した議員

全員

○6月14日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第2回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年6月5日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月5日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第34号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 第35号議案 専決処分について（新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第36号議案 専決処分について（令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第37号議案 専決処分について（令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第38号議案 専決処分について（令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第39号議案 専決処分について（令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第40号議案 専決処分について（令和5年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第10 第41号議案 新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第42号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第43号議案 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第44号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第45号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第46号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第16 第47号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について

日程第17	第48号議案	令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第18	第49号議案	令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について
日程第19	第50号議案	令和6年度新宮町一般会計補正予算について
日程第20	第51号議案	財産の取得について（業務系パソコン購入）
日程第21	第52号議案	財産の取得について（A I ドリルライセンス購入）
日程第22	第53号議案	財産の取得について（コミュニティバス購入）
日程第23	第54号議案	訴訟の提起について
日程第24	請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について
日程第25	請願第2号	「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」に関する請願書
日程第26	報告第7号	令和5年度新宮町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第27	報告第8号	令和5年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第28	報告第9号	令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第29	報告第10号	令和5年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第30	報告第11号	令和5年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第31	報告第12号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第32	報告第13号	例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期決定について
日程第3	第34号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
日程第4	第35号議案 専決処分について（新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第5	第36号議案 専決処分について（令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
日程第6	第37号議案 専決処分について（令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
日程第7	第38号議案 専決処分について（令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予

算について)

- 日程第 8 第39号議案 専決処分について（令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第 9 第40号議案 専決処分について（令和 5 年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第10 第41号議案 新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第42号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第43号議案 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第44号議案 令和 6 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第45号議案 令和 6 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第46号議案 令和 6 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第16 第47号議案 令和 6 年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第48号議案 令和 6 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第49号議案 令和 6 年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第50号議案 令和 6 年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第20 第51号議案 財産の取得について（業務系パソコン購入）
- 日程第21 第52号議案 財産の取得について（A I ドリルライセンス購入）
- 日程第22 第53号議案 財産の取得について（コミュニティバス購入）
- 日程第23 第54号議案 訴訟の提起について
- 日程第24 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第25 請願第 2 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」に関する請願書
- 日程第26 報告第 7 号 令和 5 年度新宮町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第 8 号 令和 5 年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第 9 号 令和 5 年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第29 報告第10号 令和 5 年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第11号 令和 5 年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第31 報告第12号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について

日程第32 報告第13号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	田中 真人君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	森 和也君	地域協働課長 ……………	安河内正路君
政策経営課長 ……………	高木 昭典君	税務課長 ……………	末永富士美君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	尾田 繁男君
子育て支援課長 ……………	山口 望美君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	片山 勇二君	都市整備課長 ……………	稲光 豊君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	桐島 聡君
学校教育課長 ……………	桐島 貴幸君	社会教育課長 ……………	井上 和広君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和6年第2回新宮町議会定例会を開会します。それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番上畝地白馬議員、1番江口正明議員、事故に備えて、2番片岡誠治議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの10日間と決定いたしました。会期の日程は、別に配付いたしております定例会会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） おはようございます。本日、ここに令和6年第2回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが5類相当に移行し、1年が経過いたしました。社会的にも経済的にも、徐々にコロナ禍前に戻りつつあり、本町におきましても各行政区における各種行事の再開やイベントに参加されている多くの町民の方々の姿を目にするようになってまいりました。

しかしながら、国内経済に目を向けますと、円安による輸入コストの増加、世界的な天候不順に起因する原材料価格の上昇によるコストプッシュインフレの様相を呈しており、賃金は上昇傾向にあるようですが、人件費の増加分も価格に転嫁する動きもあり、さらなる物価の上昇が経済活動を阻害する要因とならないかと危惧いたしております。

さて、令和6年度が始まり、2か月が経過いたしました。新年度から変わりました国の主な制度といたしましては、4月から改正労働基準法により物流、建設、医師への時間外労働の上限規制が適用されるようになりました。いわゆる2024年問題として、ニュース等では、特に物流の問題が大きく報じられており、配送量の減少や配送遅延のほか、慢性的な運転手不足による路線バスのダイヤの縮小などによる経済や社会生活に与える影響が懸念されております。

さらに、建設業や医師を加えると、その影響は対象の職種ではない人々へも影響が及ぶと言われております。

また、同じく4月から東京都や京都府などの5つの地域におきまして、日本版ライドシェアが一部解禁となりました。加えて、国土交通省は福岡市や本町を含めます周辺の8市7町で構成する福岡交通圏などの8つの地域でも順次解禁し、福岡交通圏では5月末、九州運輸局が18の事業者に運行許可を出し、新しいサービスが展開される見込みとなっております。

このほか、7月3日には新紙幣の発行、10月には社会保険の適用拡大、12月には現行の健康保険証の廃止などが予定されております。

町の事業といたしましては、住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰緊急支援給付金の給付が始まっており、着実に事務を進めているところでございます。

また、住民税非課税世帯へのいわゆる7万円の給付事業につきましては、令和6年5月末時点で2,289世帯、給付いたしており、子ども加算分につきましては225世帯、給付済みとなっております。

また、1人当たり4万円の定額減税のうち、町が行います個人住民税に係る事務につきましては、1万円の減税を反映した課税処理が完了し、6月以降、課税される個人住民税から減税されることとなっております。

来年、令和7年に新宮町は合併70周年を迎えます。これまで新宮町が歩んできた歴史と成果をたたえ、皆さんとともに70周年を祝いたいと考えております。未来の新宮町のために、新しいことへ挑戦する勢いが感じられる事業などを実施することで、幸せなまち新宮町への思いが熟成され、これまで以上に、多様な関係性を育むことができる取組を実施し、この節目を町全体で祝うとともに、未来に向かってさらなる飛躍する創始の年と位置づけ、合併70周年記念事業を展開していきたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、相島診療所の看護師確保に係る地域おこし協力隊募集に関しましても、新聞やテレビ等で取上げられており、多くの応募があることを期待いたしております。

なお、令和5年度の本町へのふるさと納税の寄附額は約48億8,000万円となり、昨年度より約4億3,700万円、8.2パーセントほど減少をいたしております。これは、令和5年10月から施行されました総務省告示により、広告関連費等を削減したことや返礼品設定金額の変更などが大きな原因と考えられるため、従来の寄附金額のままで利用できます新宮町ふるさと納税特設サイトのPRに引き続き努めなければならないと考えているところでございます。

また、私の公約の1つでございます町民体育館につきましても、必要性や各種団体への意見聴取等を進め、調査、検討を進めていきたいと考えております。今後、議会の皆様とも議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案いたしております議案は、専決処分に関する報告 7 件、条例の改正 3 件、令和 6 年度補正予算 7 件、財産の取得 3 件及び訴えの提起 1 件の計 21 議案、諸報告 7 件となっております。なお、追加議案の予定もございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第 3. 第 34 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 3、第 34 号議案、専決処分について「新宮町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（末永 富士美君） おはようございます。第 34 号議案、専決処分について、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを令和 6 年 3 月 31 日付けで専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。

理由としまして、地方税法等の改正によるもので、記載のとおりとなっております。今回の主な改正点は、個人住民税の定額減税を実施するほか、固定資産税の負担調整措置の延長などになります。次のページ、専決処分書をつけております。次の 1 ページから 10 ページまでは改正条文、11 ページ以降は新旧対照表となっております。主な改正内容については、参考資料の新旧対照表で説明いたします。なお、法規定整備等による条ずれ、項ずれ、字句改正などについては省略させていただきます。それでは、11 ページをお願いいたします。第 34 条の 7 は、公益信託制度の改正に伴い、所得税法の規定の見直しにより、規定の整備をするものでございます。次の 12 ページ、第 51 条、続いて 13 ページの 1 番下、第 71 条、14 ページの 1 番下、第 139 条の 3 につきましては、町長の職権による減免を可能とする規定の追加をするものでございます。その上、第 76 条、固定資産評価員については、非常勤とする旨の規定を追加するものでございます。次の 15 ページ、附則第 4 条の 2 は、公益信託制度の改正に伴い、地方税法の定める同様の規定が削除されたことから、規定を削除するものでございます。同じく 15 ページの 1 番下から次の 16 ページにかけまして、附則第 5 条の 2 は、能登半島地震による災害の被害者について、負担軽減を図るため、個人住民税の特例措置を追加するものでございます。次の 17 ページ、附則第 7 条の 5 から 28 ページ、第 7 条の 8 までは、令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に関するもので、法規定の新設に合わせて、新設するものでございます。内容といたしましては、前年の所得合計が 1,805 万円以下の所得割の納税義務者を対象に、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万

円の減税を行うものでございます。29ページの附則第10条につきましては、法改正により規定を整備するものです。30ページ、附則第10条の3は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を法改正に合わせて新設するものでございます。飛びまして33ページの附則第11条から38ページ、第15条までは、法改正に合わせて年度更新及び規定の整備を行うものでございます。39ページ、附則第16条の3から42ページ、第20条の3までは、個人住民税の特別税額控除の対象となる所得割額について、株式などの配当所得など、各種分離課税の所得割の額を含める旨の規定を追加するものでございます。施行の時期につきましては、原則、令和6年4月1日施行となります。なお、改正条文は割愛とさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第34号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

----- . ----- . -----

日程第4. 第35号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第35号議案、専決処分について「新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。
住民課長。

○住民課長（堺 好行君） おはようございます。第35号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布、同年4月1日から施行され、国民健康保険税に関する課税方法の一部が変更になったことによるもので、これにより新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条、第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。では、1ページをお願いいたします。新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改め、第23条第1項中「22万円」を「24万

円」に、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものでございます。附則といたしまして、施行日を令和6年4月1日からとし、適用区分として、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしております。2ページから3ページのほうに新旧対照表ございます。こちらに沿って、ご説明いたします。第2条第3項及び第23条第1項の改正は、国民健康保険税を構成する後期高齢者支援金分の負担金の上限、こちらを22万円から24万円に変更するものでございます。また、第23条第1項、第2号及び第3号の改正は、課税段階で軽減措置を受けることができる対象者の枠を広げる内容となっております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第35号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第35号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第36号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第36号議案、専決処分について「令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算」についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） おはようございます。第36号議案、専決処分について説明いたします。令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算につきまして、令和6年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしまして、令和5年度の国庫支出金が確定したことなどのため、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算を専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ216万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,262万5,000円とするものでございます。内容につきまして、歳出より説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事業費は、国庫補助金の確定による財源更正でございます。1款2項1目事業費、10節需用費の修繕料につきましては、4月の渡船の整

備時に、ドック施設の不調により船の陸揚げができず、船艇の清掃、塗装を実施しなかったことなどによる減額でございます。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。

1款1項1目事業収入は、一般券利用者、約6,500人分を増額したほか、渡船利用実績により増額、減額をしております。2款1項1目渡船事業国庫補助金につきましては、離島航路運営費等補助金で、令和4年10月から令和5年9月からの補助金が確定したことによる増額でございます。6款1項1目雑入につきましては、日本郵便株式会社との委託契約によります郵便送付件数の実績による増額でございます。4款1項1目一般会計繰入金で収支調整をしております。

以上で説明終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第36号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第36号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6．第37号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第37号議案、専決処分について「令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算」についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第37号議案、専決処分について。令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,881万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,271万9,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴います減額補正、国県支出金などの確定に伴います財源更正となっております。内容について説明いたします。14、15ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、2款保険給付費、1項療養諸費、同じく2項高額療養費、ページ16、17ページでございます。3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費、18、19ページでございます。6項の傷病手当金、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分、20、21ページを

お願いいたします。こちら5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、6款諸支出金、償還金及び還付加算金。以上でございます。3款につきましては、国県支出金の確定による財源内訳の変更のみを行い、そのほかのものにつきましては、それぞれの実績が見込みより少なかったための減額というものになります。特定財源につきましては、県の普通交付金と特別交付金によるものは、いずれも減額を行い、そのほかのものにつきましては、一般会計繰入金で調整を行っております。続きまして、歳入の説明をいたします。ページは8、9ページになります。お願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税については、令和5年度の国民健康保険の被保険者の異動等による減となっております。4款1項県補助金におきましては、支出の減に伴う交付金の減額。また、全体の収支調整といたしまして、5款1項1目一般会計繰入金を3,054万4,000円減額するものとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第37号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第37号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 第38号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第38号議案、専決処分について「令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第38号議案、専決処分について。令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。では、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,388万円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴うものでございます。主なものを説明いたします。ページ12、13ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、町が後期高齢者の保険料、広域連合に納付する額が確定したことによる減額となったもので、歳出予算の主な減額要因となっております。続きまして、歳入の

説明をいたします。ページのほう 8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動等による減となっております。また、全体の収支調整として 3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を減額しております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第 38 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 38 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8. 第 39 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 8、第 39 号議案、専決処分について「令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算」についてを議題といたします。議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。第 39 号議案、専決処分について。令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、令和 5 年度の県支出金等を確定したことなどのため、令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 463 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,923 万 6,000 円とするものでございます。10、11 ページをお願いいたします。減額の主な説明を歳出のほうからさせていただきます。まず、1 目 10 節の修繕料ですが、修繕が未執行であったための減額になります。同じ 11 節の診療所清掃料につきましては、医師の交代がなかったため、これも未執行となっております。それと、18 節県医師派遣負担金につきましては、医師の給与等確定による減額となっております。その他の減額については、見込みよりも減額となったための減額となっております。戻りまして 8、9 ページ、歳入のほうですが、県の補助金の確定以外の調整といたしまして、一般会計の繰入金を減額をさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第39号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9. 第40号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第40号議案、専決処分について「令和5年度新宮町一般会計補正予算」についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。第40号議案、専決処分について。令和5年度新宮町一般会計補正予算について、令和6年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしまして、令和5年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和5年度新宮町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。2枚目に専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,808万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億7,070万9,000円とするものでございます。第2条、繰越明許費の補正について説明いたします。7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、変更分といたしまして、社会資本整備事業の的野～寺浦線、上府三代線の令和5年度執行額の増に伴い減額となっております。今回の歳入歳出補正予算につきましては、各事業費の確定などに伴う減額補正、国庫支出金の確定に伴います財源更正となっておりますので、これらの説明につきましては省略させていただきます。また、今回、補正に係る地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金充当事業一覧を配付しておりますので、ご参照ください。まず、歳出についてです。40、41ページをお願いいたします。2款1項1目12節ふるさと納税事業委託料について、ふるさと納税の寄附額が見込みよりも少なかったため委託料の減額、56、57ページ。10款5項1目19節施設型給付費の減は、想定単価及び児童数が見込みよりも少なかったための減額となります。58、59ページをお願いいたします。13款3項基金費でございます。1目減債基金費から4目ふるさと応援基金費まで、それぞれに利子積立金を計上するとともに、1目減債基金費、2目財政調整基金費に今後の町財政の健全運営に資するため、それぞれに基金積立金2

億円、5億円を計上し、次のページをお願いいたします。4目ふるさと応援基金費に、ふるさと寄附金の見込み減に伴い、6,100万円を減額するものでございます。次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。なお、地方譲与税、国庫支出金及び県支出金などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。12、13ページをお願いいたします。1款町税は、実績見込みによりまして、1項町民税、2項固定資産税をそれぞれ増、減額いたしております。18、19ページをお願いいたします。10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の特例措置による地方団体の減収を補填するため交付されるもので、額の確定により計上するものです。飛びまして34、35ページをお願いいたします。17款2項1目不動産売払収入は、緑ヶ浜の町営住宅、雲雀ヶ丘団地跡地のほか、5件の町有地の売払いによるもの。2目物品売払収入は、コミュニティバスの売払いによるものです。36、37ページをお願いいたします。18款1項1目一般寄附金は、実績見込みを踏まえ、ふるさと寄附金を1億2,020万5,000円を減額するものです。19款1項2目財政調整基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上、不動産売払収入、また町税、地方消費税交付税交付金、ほか各種交付金など、増額計上により全額を基金に積み戻しております。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。確認の意味でちょっと質問するんですが、さっき町長のほうからもふるさと納税のふるさと寄附金か。数字のご報告がありましたけど、この数字で5年度というのは、これが最終結果なんですか。

というのはね、委託のこれ割り戻すと、委託率が53.68なっています。あと、その他、サイトとか公金システム、それからワンストップ、この辺を足し合わせると11.39ということで、寄附金全体ですね、寄附金に対して経費が65.07になっているんですよ。これは単年度ね、前回3月にちょっと聞いたときに4億円ぐらい、今までの分の年間定期便とかの積み残しがあるということでしたけども、それは入っているのかどうか、全部。それで、要は5年度の数字で、翌年積み残すものはないのかどうかということをちょっと確認の意味で質問させていただきます。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。5年度分の決算の中には、5年度以前から繰越している、積み残しって今おっしゃられたと思いますけど、そちらの分は確かにございます。金額については、今精査しているところですので、はっきりした額については、また後日お答えさせていただきたいと思いますけれども、5年度分以外にも令和4年度、3年度、2年度、元年度まであったんじゃないかと思いますが、その分が含まれております。

あと5年度の寄附の分に対しての委託料につきましても、翌年、今年ですね、令和6年度に追い送っている分がございます。ですので、単純に26億円ぐらい委託料として、おもてなし協会に払っていると思いますけれども、その全額は5年度分ということではございません。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。要は、その前の部分が、この26億2,000万円の中に入っているということですよ。それで5年に、出したこの48億円の中で、それで翌6年度に繰越しするものはもうないということですね。ということですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。5年度分に入ったものについても、6年度に追い送っているものがございます。また、その数字の正確なところは今計算しているところではございますけれども。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） さっき、同じところなんですけど。前の分が5年度にくるっちゃうのは、もう理解しているんですけども、5年度やろ、3年度の分とか言われましたよね。その3年度の分って何があるんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。セレクトギフトですかね、選べるギフトがありまして、それが2年間の間に選んでいただくというものがあります。それと、選んだ内容からまた1年、すみません、はっきりとしたちょっと名称を今思い出せないんですけども、それを選んでからまた1年間選べるっていうものもございまして、最長でたしか3年ぐらい後にずれることがあるというふうに伺っています。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっとそれね、私が理解していなかったんですけども、そういうのがあって、それっていうのは今度その項目で、要は未払金じゃないけども、ふるさと何ですか。定期便とかがいくらで、そういうのはいくらっていう数字は出てくるんですかね。明細として出してほしいんですけども。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。今すぐには手元にはないんですけども、今その辺の調査をさせていただいて、今、確認の作業させていただいているところでございます。多分大丈夫だと思います。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第40号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第40号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10. 第41号議案

○議長（松井 和行君） 日程第10、第41号議案、新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。第41号議案、新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

改正の理由といたしまして、町の平均寿命は80歳を超え、70歳を過ぎても現役で就労されている高齢者や地域で活動される高齢者等、本町においても高齢者の活躍の機会が増えてきております。今後もさらに高齢者一人一人が自分らしく生活を送ることができるまちづくりを目指して、介護予防や就労支援を推進し、高齢者の社会参加を充実させるため、新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容についてのご説明ですが、2ページの新旧対照表を用いて説明させていただきます。第2条、支給対象者につきまして、満77歳、満88歳、満99歳を削り、第4条敬老金の額につきましては、「次のとおり」を「5万円」に改め、1号、2号を削るものでございます。戻りまして1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。この件については、前回の全員協議会で説明は受けたので理解は十分しているんです。尾田課長、代わられたばかりで申し訳ないんですけど、私ちょっと説明をいたしますけどね、要はこういうふうに減った経費で、減ったというか減らした経費で、もっと高齢者の健康に対する、介護予防とかね、そういうものをもうちょっと積極的にやったらいいんじゃないかということでちょっと質問しているんです。お答えは、今日されなくても結構です。

要は地域で身近な施設、公民館等ですけども、それを使って健康教室とか今やってありますよね。あれの回数とかをもっと増やすとか、あるいは、この5年でシニアクラブなんかがなくなっているのが5つぐらいあるんですよ。その辺に、やっぱり情報がなかなか伝わらないと思うんですね。だから、その辺も町で積極的に動いてやってほしいなということで思っています。

ちょっと1週間ぐらい前ですか、介護保険の件がちょっと報道で書いてあったんですね。ちょっとそれを読みますとね、介護保険料の改定があってですね。この糟屋郡の新宮町だけじゃないんですけども、保険料が4.7パーセント。これ全国的に、これ当然ですけど増えますよね。町の負担金というのが、広域連合負担金の新宮町分ですね、2億8,200万円ぐらい、これ予算化されているんですね、今年ね。去年に対して8パーセントぐらいの増額で計上しています。私が今まで一般質問したこともあるんですけども、後期高齢者の医療費っていうのが1人当たりね、全国で1番高いと。これは各年度によって差はあると思うんですけど、近くに医療施設のいろいろ大学病院とかあるとかということもあるんですけど、非常に高いということは、これは問題だと思うんです。新宮町は前回、分かったときに、介護の認定率が14.9パーセントと、これ2、3年前の数字が分かりませんが、そういうふうに聞いているんです。この14.9というのが、高いか低いかということはちょっと私は分かってないんですけども、ただ町の状況は世代別にちょっと分析すると、75歳未満の認定率は3.5パーセントぐらいである。それで、75から85未満が14、15パーセントなんです。ところが、85以上になると、たしか6割、57.いくらだと思うんですけど、ものすごく一気に上がるんですよ。だから、私が思うのは、やっぱりその75から85の間の世代に対して、やっぱり積極的なアプローチをして、そういう介護に陥らないような施策を積極的に打っていったらいいじゃないかなということで提案しているんです。予算はいろいろありますからね、これ見ると200、300万単位から400万、500万、今、以前と比べると増えていますよ。敬老金なんかもね、これ令和3年度に落としてるんですよ。70、80、90を削減しましたよね。だから、もともとそういうものを含めた時、1,000万円の敬老金というのがあったんです。それがこの前の説明でいくと、もともと予算は65万円だったけど、たしか40万か45万あったですかね。だから、高齢者の100歳に、本当にありがたみがあるのかどうかということもいろいろあると思うけども、要はその減った金額とかね、いろんなところにやるということも分かるけども、その辺をもうちょっと考えてもらって、これ町長も非常にこの辺は詳しいので、相談しながら、今すぐじゃなくていいですよ、今後にとつなげてほしいということで提案です。よろしく。

○議長（松井 和行君） 答弁は要りますか。

○議員（3番 温水 眞君） される程度で結構ですから。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。ほんとにされる程度、思いだけですけども、温水議員が提案されたことを参考に町長、執行部と協議し検討していきたいと思います。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。いくつかお尋ねします。まず1つは、議案の冒頭に書か

れている理由についてなんですが、これ高齢者一人一人からね、充実させるためと。これと制度改正がどうつながるのか、私には理解できません。なぜこういう理由で改正をするのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。これ理由になっていないと私は思っているんですけどね。これが1点です。

それから、敬老祝い金については、私が議会に来てからかれこれ20年近くなるんですが、この間に3回、多分3回だと思うんですけどね、改正されているんですよ。私、そのたびに担当課及び町長に、そういうやり方は乱暴じゃないかっていうのを繰り返し言ってきました。今回も同じ経緯を実はたどつとると私は思つとるんですよ。どういうことかっていうとですね。

結局1番最初、これ何年かちょっと記憶がないんですが、中野町長の時代ですよ。65歳以上の方、全員に配布していた時期が多分あると思うんですよ。金額はちょっと記憶してませんけどね。その時に、このように条例改正、要するに年齢を限定的に変えたいという提案があった。だったら、要するに、当時、配布してた全員の高齢者の皆さんに、これ対象者だったんですよ。だから、配布するときに、来年度以降はこういうふうに変わりますよっていうのをに入れて、今年は支給しなさいというやり方をすれば、来年以降、自分は対象じゃないんだな、制度変わるんだなということは対象の方は皆さん分かる。ところがですね、いきなりこういう年齢をきって、対象者を絞るということはですね、前年までもらえていた人たちが、今年は何も案内が来ないというような事態が発生したんですね。発生するんですよ、当時。

今度は2回目の時、今度はこれ長崎町長の時です。これはその時は、実は大きな声で言えなかったんです。一言は言いましたよ。なぜかって、私が対象者だったんです。70歳だったんですよ。だから、これを今年変えんで来年に先延ばしせいって言えなかったんです、僕。だから、結局もう少し住民の皆さんのことを考えて制度設計をする。制度改正はしょうがないと、こういうご時世だから、ただ、要するに住民の皆さんに周知する方法は考えろということを前回言ったんです。

今度、今回。今回もそうなんです。結局、77歳になる方は、今年の9月に、もうあと半年もないですね、数か月で自分は、今現在の制度の中で自分のところに来るんだなと思って期待されてる方いらっしゃるでしょう。だったら、何で前年にこの制度を、前年の支給日もしくはその前後にこの制度を改正して、住民の皆さんに周知を図らなかったのかなあというふうに私は思うんですよ。

だから、要は制度改正が悪いとは僕は言っていないんですよ。要するに、周知の方法、制度の改正時期、これに問題があると私は声を大にして言いたいんですよ。それも繰り返し繰り返し言ってきたことを、1回も実現されずに今回なんですよ。参考のために申し上げますが、歴代の町長は1回ずつ制度変更してきました。中野町長、長崎町長、桐島町長。だったらね、1人ぐら

い、それぐらいのことをやってくれていいんじゃないかなというふうに思うんですね。

これを質問として、まずお答えください。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えしたいんですが、ちょっとうまく説明ができるかどうかなんです、理由が敬老金を減らす理由と合致しないんじゃないかというところですが、一応、敬老金を減らしても500万円程度なので、いろんなほかの事業に充てるということは、充てても足しになるということではないとは思いますが、一応、今年度から実施します高齢者の移動支援の助成で、もうピンポイント77とか88、99以外、70歳以上の方全員に幅広く支給して、ここら辺の高齢者の社会参加をしてもらおうと。あるいは、介護予防として場所に行ってもらおうというところを、うまく表現できないんですが、そういうことも含めた上で、こういう理由であげさせてもらっております。すみません。周知期間に関しては、確かに議員が言われたとおり、全然短いかとは改めて考えれば思います。すみません、このぐらいしかちょっと今、回答できないです。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。先ほどの温水議員のご質問にも少し関わるかなんですが、毎年これまで横大路議員、先ほど言われましたように、たしか65歳以上、70歳以上の方全員、各もう全年齢の方に、いわゆる高齢者の方々に、それぞれの一定の額を支給してまいりましたので、支給している現場も私、何年か携わってまいりましたけれども、ご本人が取りに来る場合もあれば、ご家族の方が取りに来る場合もあるということで、ご家族の方が取りに来て、その対応というか、その交付する時の状況とかを見ておきますと、本当にこれご本人にいつているのかなという疑念が多い部分もございます、実際。いろいろ考えると、ご家族がその歳の高齢者の方に何かプレゼントか何か、物を買ってきたりしてらっしゃるということも考えられますけれども、私になって1番現場を経験している時にも考えておったのは、もっと違うやり方がですね、キャッシュじゃなくて、もっと違うやり方があるんじゃないかということを常々考えておりましたので、今回先ほど健康福祉課長も言いましたように、一つは移動支援の後押しのための資金としたいということ。

それと、これは各該当年齢になった時だけに交付するものですが、今回議会の議決をいただいて、高齢者の移動支援に関しましては、毎年、1万円ではございませんけれども、交付するような形で高齢者の支援をやっていきたいと思って考えて施策を実現しておるところでございます。周知期間に関しましては、おっしゃるとおり、ちょっと短いかと考えておりますので、これから健康福祉課を中心に、いろんな高齢者の団体等にお知らせは一緒にしていきたいと。ぜひ移動支援については皆さんどんどん使ってくださいというふうなことをPRしていきたいなと

いうふうを考えております。

また、理由につきましても、ここに色々書いておりますけれども、そういったベタでやるのではなくて、お年寄りという観念もだいぶ以前から、昭和、平成の時代から比べるとですね、私も今60ですけれども、僕が若い時に見る60とは全然違うのじゃないかなというぐらい若々しさもありますので、もうバリバリ働いてらっしゃる方でも70歳、80歳の方もいらっしゃいますので、いわゆる高齢者の考え方も、近年大きく変わってきているんじゃないかなということで、ベタにそういったお歳の方に、お歳を迎えたからといって交付するのではなくて、そういった面を考えて、先ほど温水議員もおっしゃったように健康維持、そういったところに資金を使いたいなというふう考えておるところでございます。

答えになりましたかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 期待した答えかどうかは別にしてですね、まず、議案に書かれる理由がこういう、要するに今説明を聞けば、多分そうだろうなあとと思います、私も。ただ、文章として、文字としてこれ記録に残るわけですから、やはり的確にね、要するに町長の思いであっていいし、こういう理由でこの条例改正の提案をしていますということは書かれるべきだろうと思うんですね。

要は、現金配布っていう言葉は使えんでしょうけど、個別に配布するのではなくて、集約的にこの予算を有効に使いたい、とその趣旨で文書をつくれればいい。僕は作りきらんですよ。要するに、そう書くべきだろうと思うんですね。

なぜ、こういうことを言うかっていうとね、またこれも遡る話なんですけど、昔、これ皆さんの中に記憶あると思うんですけど、産業課と当時、渡船課っていうのがあったんですよ。これを一緒にするとき、業務の効率化のために一緒にしますという議案が出てきた。今度、1年か2年後に今度は業務の効率化のために分離しますって出てきたんですよ。同じ業務の効率化って、前回の時、効率化できんかったんですかって、今回も効率化するんですかって。こんな、簡単に言うと、理由に対してなんか軽く考えてあるんじゃないかなという気がその時したんですよ。だから、今回こういうことで指摘させてもらったんです。

やはり議案提案する時に、理由というのは大切にやはり町長決裁も当然いるわけですから、検討して書いていただきたいということを提案しておきます。それから、肝心のこの条例改正についてなんですけど、私は変えることそのものを反対しとるわけじゃないんです、さっきも言ったように。やり方が悪いと。それをしかも2回も3回も指摘したにもかかわらず、今回もそうだと。このことは、簡単に言うと、議会で言ったっていうより、私個人が言っとうけん議会軽視とは言いませんけどね、指摘を真摯に受け止めていただきたいというふうに私は思います。特にですね、

この敬老祝い金というのは、当事者は毎年変わるんですよ。今年77歳の方は、来年以降、違うんですよ。76歳の方が今年だなんて思っているわけです。そのことをきちんと受け止めて、制度改正をどう周知、皆さんにご理解いただくのかということを真剣に考えて、段取りを踏んでいただきたい。もちろん我々も結局、議決した以上は、もし仮にこれが議決されれば、議決した以上の責任がありますので、その努力は我々もします。ただ、提案する段階で配慮を怠らないようにしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。以上です。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですね。

○議員（8番 横大路 政之君） ないでしょ。

○議長（松井 和行君） ほかに質疑ございますか。安武議員。

○議員（4番 安武 久美子） 私ですね、この今回これが議案通りでしたら、それこそ100歳にならないと、敬老祝い金っていうのはいただけないんだなあっていうことになりますよね。そうしますと、私も自宅で介護しておりましたので、元気なお年寄りももちろん増えていらっしゃるんですが、自宅で介護してらっしゃるお年寄りの方もたくさんいらっしゃるんですね。全員に行き渡る必要はないと思うんですが、77歳、88歳、99歳、この10年間っていうのが本当に生き延びるためにはといいますか、ちょっと言い方がきついかもしれませんが、長いんですよね、お年寄りにしてみると。だから、77歳までは元気でいたけれども、88歳は果たして迎えられるだろうか。99歳になると、そのうち何人の方がお元気にお過ごしになるかっていうことは、非常にこれお年寄りを抱えてらっしゃるご家庭にとっては大変なことなんです。1日1日が元気に過ごされるか、介護をしている側としては、本当に命を削るような思いで介護をしているわけです。

先ほど町長がちょっと軽くおっしゃいましたが、これは本当に本人にいつてるかなあって思いましたっておっしゃいましたが、それは介護してらっしゃるご家庭の家計に入る場合もあると思います。ですが、それはおむつ代になったりですね、お尻拭き代になったりとか、そういうことだろうと思うんですよ。おばあちゃん、おじいちゃん、これ町からお祝い金が出たよって必ず言われると思います。それがとっても嬉しいわけですよ、お年寄りにすれば。それがまた生きる希望になるというかですね。

これは、私が実際に介護を経験しましたので、今申し上げるんですが、これが今回で100歳までならないと、新宮町はもらえないんだっていうことになると、がっかりすると思います、お年寄りの方。なので、これは私はちょっと横大路議員もさっきおっしゃいましたが、やっぱり何年か前から理由を、この500万円ぐらい経費がどうしても払えない理由があるとかですね、それとか先ほどおっしゃいましたが、移動支援に使いますので申し訳ないけれども、そちらのほうに移させていただきますとかですね、納得されるような、やっぱり提案を早めになさるべきだ

ったんじゃないかと思います。

敬老祝い金ですけれども、本当にお年寄りの方、それからまたそのご家族の方にとっては、喜ばしいことだったんですよね、本当に。だから、そこをやっぱり申し上げたいと思います。新宮町は発展している町ですので、500万円ぐらいの金額が出せないのかという考えをお持ちの住民の方も出てこられるかもしれません。その辺の財政面のことですか、そういったことをはっきりとお示しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。安武議員、今ご質問されたように、500万円か600万円で町がその予算をそういった予算をつくることはできないということはないですけれども、私はそういったお年寄りにとっては励みになる喜ばしい祝い金だと思いますが、その資金はもっと違う形、今、安武議員がおっしゃいましたけれども、家庭で介護なさってらっしゃる家庭が、実際どういったことに困惑されているかということは、まだ明確には私どものほうも分かりませんが、そういったところに支援を新たに行ったり、あるいは先ほどから申しますように、僕としては移動支援をやることによって少しでも健康寿命が延びる、社会参加ができるということを支援したいというふうに考えておりますので、こういった制度改革をさせていただいているところでございます。

PR、周知に関しては、今からしっかり健康福祉課のほうでやっていきたいと思っておりますので、全ての施策が100人が100人中、必ず賛成、反対されるとは私も考えておりませんが、そういったほうが大多数の方が喜ばれることではないのかなというふうには思っておりますので、数年に1回より毎年、月500円ですけれども交付することのほうが私はちょっと健康、町全体の健康の質を上げることに关しては寄与するのではないかなというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員、よろしいですか。

○議員（4番 安武 久美子） はい。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第41号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。はい。再度、挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者1名〕

○議長（松井 和行君） はい。賛成多数と認め、第41号議案は原案のとおり可決されました。ここで、10時55分まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1. 第 4 2 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 1 1、第 4 2 号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第 4 2 号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案の理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1 ページをお願いいたします。今回の改正の内容について、まずご説明をいたします。今回の改正は、令和 5 年 1 2 月に取りまとめられました、こども未来戦略におきまして、安心して子どもを預けられる体制、整備を急ぐとされたことを受けて、保育士等の職員の配置基準の見直しが行われたことに伴うもので、本条例で定める小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育に係る職員の配置基準を改正するものでございます。見直しの内容といたしましては、保育士または保育従事者の配置基準を満 3 歳以上 4 歳未満の児童につきましては、「2 0 人」につき 1 人を「1 5 人」につき 1 人、4 歳以上の児童につきましては、「3 0 人」につき 1 人を「2 5 人」につき 1 人に改めるというものでございまして、第 3 0 条では小規模保育事業 A 型、第 3 2 条では小規模保育事業 B 型、第 4 5 条では保育所型事業所内保育事業所、第 4 8 条では小規模型事業所内保育事業所について、それぞれ同じ内容で改正をさせていただいております。なお、本町に今回の改正で影響を受ける事業者はないため、施行日につきましては、特段、経過措置は設けずに、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてしております。

2 ページ、3 ページに、参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照ください。説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） 簡単な質問ですけど、今のこの保育士の配置基準というのは、満たされているかどうかということの質問なんです。全国的にあまり条件がよくないということで、

一般企業で働いている人だって、8掛けぐらいっていうのが賃金水準になっていましたから、去年その辺で国も町も改定をするようにされましたよね。現状は、保育施設いろいろあると思うんですけど、この辺の部分で、要はキャパに見合うような保育士の確保ができているかどうかということちょっと質問いたします。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。私、まだ異動してきたばかりですが、担当と話をこの条例改正についてしている限りに関しては、現状、認可されている保育所等につきまして、保育士の基準を満たしていないところはないというふうに聞いております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第42号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第42号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第43号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第43号議案新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第43号議案、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。この条例改正につきましては、上位法の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、個人番号による情報連携が可能な事務を規定する法別表第2を削除し、主務省令で同事務を規定することにより、個人番号に

よる情報連携を可能とするものであり、新規で必要とされる情報連携をより速やかに開始することができるようになるものでございます。今回の条例改正は、法別表第2が削除されたことに伴い、庁内で情報連携する事務を明示するなどの条文の整理を行うものであり、町が独自に個人番号を利用する事務等に変更はございません。3ページ以降の新旧対照表で説明させていただきます。第2条につきましては、法にあわせて用語の定義の追加及び順番の整理を行うものです。続きまして、第4条につきましては、庁内で情報連携する条文は、第2項に規定されていることから削除するとともに、「町の執行機関」を「町長又は教育委員会」に文言を整理するものです。また、法別表第2を参照しております事務につきましては、定義で新たに追加しました「特定個人情報利用事務」に改めるものです。4ページをお願いいたします。第4条第3項につきましても、「町の執行機関」を「町長又は教育委員会」に文言を整理するとともに、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を定義で新たに追加いたしました「特定個人情報利用事務」に、「当該特定個人情報」の「当該」のあとに「利用」を追加し改めるものです。続きまして、第5条第1項につきましては、法に合わせて、号番号を改めるものです。また、4ページ以降の別表につきましては、本則の関係条文を示す表示及び法令番号を追加しております。飛びまして8ページをお願いいたします。「5、町長」の右の欄第3号につきまして、「地方税法関係」とありますものを「地方税関係」に改めております。9ページ、右欄第4号につきましても同様に改めております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から適用いたします。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第43号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第43号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第44号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第44号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第44号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算につ

いて説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ136万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億788万2,000円とするものでございます。

歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、2節給料、3節職員手当等につきましては、4月1日付の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。12ページ、13ページに給与費明細書を添付しております。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金で収支調整を行うものでございます。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第44号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第48号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第45号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第45号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,012万9,000円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目一般管理費におきまして、4月の人事異動に伴う人件費とその経費の追加の補正、10節と12節におきまして、マイナンバーカードと保険証の一体化事業に関連しての啓発チラシ及びシステム改修費の追加の補正を行っております。また、8節旅費及び11節役務費におきましては、不当利得返還請求のための諸費用等をこちらのほうを計上させていただいております。4款1項1目4節共済費、特定健康診査等事業費におきましては、前年度人件費の確定による雇用保険料の支出予算を増額しております。人件費の詳細につきましては、12ページ、13ページに設けております給与費明細

書をご参照ください。

続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、3款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金におきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化事業におけるチラシ作成及びシステム改修費の特定財源となり、こちらを補正計上しております。また、4款1項1目2節特別交付金につきましては、保健事業に関わる支出予算の財源となる収入となっております。その他、収支調整といたしまして、5款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与繰入金、7節その他一般会計繰入金を繰り入れるものとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第45号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第46号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第46号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第46号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,474万2,000円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費におきまして、4月の人事異動等に伴います人件費を減額補正しております。詳細につきましては、12、13ページに設けております給与費明細をご参照ください。

続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページになります。この補正予算に関する収支調整といたしまして、3款1項1目2節一般会計繰入金、こちらのほうは118万4,000円を減額するものとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第46号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第47号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第47号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第47号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益は、補正予算額8万円を増額し、合計7億5,361万1,000円とするものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額936万7,000円を増額し、合計の7億1,302万1,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費927万1,000円を増額し、合計の7,770万8,000円とするものです。8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明します。1款1項3目総係費の給料等の人件費に関するものは、4月の人事異動に伴い増額するものです。次に収入の説明をします。1款2項2目補助金の他会計補助金も、4月の人事異動等に伴い、児童手当補助金を増額するものです。最後に、4ページから6ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第47号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第47号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第48号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第48号議案、令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第48号議案、令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款下水道事業収益は、補正予算額19万円を減額し、合計の9億5,291万5,000円とするものです。支出、第1款下水道事業費用は、補正予算額415万8,000円を減額し、合計の9億3,694万7,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第10条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費396万3,000円を減額し、合計の5,260万7,000円とするものです。8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、先に支出を説明いたします。1款1項4目総係費の給料等の人件費に関するものは、4月の人事異動に伴い減額するものです。同じく報酬については、会計年度職員を日額から時間換算にしたため減額するものです。

次に、収入の説明をします。1款2項2目補助金、他会計補助金は、4月の人事異動等に伴い、児童手当補助金を減額するものです。最後に、4ページから6ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。会計年度任用職員さんを日額から時間給に変更したというご説明だったと思うんですが、なぜそうされたんですか、お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。日額の基準、規定というのが何か定期、例えば月・水・金とか火・木とか定期的に何かされるような感じで、日額というのがあって、時間給としては不定期みたいな感じで、当初予算としては日額で上げていたんですけど、実際、そういう不定期だったので時間給に今回変えさせていただきました。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） ちょっと分かりづらいので、その対象となる会計年度任用職員さんの任用形態が、日給では対応できる雇用形態ではなかったという意味ですか。要するに、制度が変わったということではなくて、その対象となる方の勤務体系によって振り分け方が間違っ

ていたということになるんですか。ちょっともう1回、ご説明ください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。お示しのとおり最初の方の関係で、今回変えさせていただきました。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） そうなるとですね、要するに対象となる方、要するに働いてある方にとって、これ5,000円の減額ですから減収になるわけでしょ、5,000円。その5,000円が大きい小さいかは別にして、やはり当初、雇用する段階で会計年度任用職員さんは、こういう形態でこういう雇用形態、きちんと労働協約を多分結んで雇用されると思うんですが、それが間違うちゅうのはよくないと思うんですね。だから、きちんとどこがどういうふうに、コントロールするのか僕は分かりませんが、執行部内できちんとその雇用形態をコントロールできる状態にしておかないと、これ自体が労働者から見たら不利益をこうむったというようなことで、問題になる可能性もゼロじゃないんでね。こういうさっきも言いましたけど5,000円が大きい、小さい分かりませんが、こういう段階の時にきちんと修正をしておくべきだろうと思うんですね。これは、上下水道課だけではなくて町全体の問題として把握していただきたいというふうに思います。ついては、町長の答弁をここで求めておきます。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。横大路議員おっしゃる意味はよく分かります。今回のケースは、詳細には把握しておりませんが、予算を策定する時期と実際に雇用する時期と、時間的にタイムのずれがございますので、上下水道課としては日額、固定給の人を望んでいたけれども、実際、募集をして実際に雇う段階になったら、そういった働き方ではなくて時間給、いわゆる月・水・金で固定じゃなくて、違う日を望まれる労働者の方を結果的に雇ったということであれば、またそこは変わりますので、一概に別に労働者いじめを町のほうでやっているわけではございませんので、ケースバイケースでいろいろなケースがあろうと思いますので、そこはきちんと対応していきたいと思います。以上でございます。

○議長（松井 和行君） はい、横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） すみません、念のため確認させてください。要は、予算計上の段階ではそのつもりだったけれども、実際に雇用したら、そうじゃなかったという意味で、対象となる方が昨年と今年が変わったという意味ではないんですね。それだけ確認させてください。

○議員（8番 松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） おっしゃるとおりです。すみません。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第４８号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第４８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１８．第４９号議案

○議長（松井 和行君） 日程第１８、第４９号議案、令和６年度新宮町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第４９号議案、令和６年度新宮町簡易水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

１ページをお願いします。収益的収入及び支出、第２条、令和６年度簡易水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かつ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５３９万８,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７２万１,０００円、引継現金４６７万７,０００円で補填するものとする。」に改めるものです。収入、第１款資本的収入は、補正予算額７９０万円を増額し、合計１,２４９万３,０００円とするものです。支出、第１款資本的支出は、補正予算額７９３万１,０００円を増額し、合計の１,７８９万１,０００円とするものです。企業債、第３条企業債は、簡易水道事業を対象として限度額２２０万円、証書借入れによる利率年３パーセント以内とするものでございます。

４、５ページをお願いします。資本的収入及び支出、まず支出から説明いたします。１款１項２目配水設備工事費の工事請負費は、福岡県事業の急傾斜地対策のため、町道相島環状線の道路地盤高を２．６メートルほど下げることに伴い、支障となる配水管を布設替える必要が生じたため、７９３万１,０００円を増額するものです。

次に、収入の説明をします。１款２項１目負担金の工事負担金は、福岡県より工事に伴う負担金で５７０万円を計上。同じく３項１目企業債は、配水管布設替工事に伴う企業債で２２０万円を計上するものです。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第４９号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第49号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第50号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第50号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第50号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,546万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億8,939万3,000円とするものでございます。第2条、債務負担行為の補正、第3条地方債の補正につきましては、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、議会中継システム保守委託料について、契約締結に当たって契約期間が令和6年度から7年度にかかるため、債務負担行為を計上するものです。また、外国語指導助手業務委託料については、令和7年度から9年度までの債務負担行為を組んでいますが、安定的な教育環境を確保するため、令和11年度までに変更するものです。限度額については、いずれも記載のとおりです。第3表、地方債補正は、新宮中学校及び新宮東中学校施設整備事業について追加するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。

それでは、歳出の説明をいたします。今回の補正は、主に4月1日付で実施された人事異動及び会計年度任用職員の採用に伴うものになりますので、それらに伴う人件費に関する説明は省略させていただきます。また、ふるさと応援基金の充当一覧を配布しておりますので、ご参照ください。

それでは、歳出から説明いたします。14、15ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、次のページ、12節職員採用試験委託料は、8月に採用予定している試験に係るもの、人事給与システム改修委託料については、児童手当拡充に伴うシステムの改修費用で、特定財源といたしまして、15款2項2目3節の子ども・子育て支援事業費補助金の一部を充当するものです。13節ポータルサイト使用料については、新たに令和7年3月にアマゾンジャパンのふるさと納税サイトが開設されるため、これを利用するための初期登録手数料となります。5目財産管理費、12節用地測量委託料は、立花口字名子山の町有地隣接地の一部を購入し、間口を広くするための測量費用です。6目企画費、18節地域活性化起業人負担金は、地方自治体情報システムの標準化に対応するため、新たに1名、地域活性化起業人を増員するものです。7目電算管理費、12節システム改修委託料は、粕屋農協立花支所が新宮支所に統合されたことによる、税の口座振替に対応するための改修費用となります。システム導入委託料は、LINE用AIチャ

ットボットの構築のための費用となっております。１３節システム利用料は、同じくＡＩチャットボットの利用料です。１８節中間サーバー利用負担金は、地方公共団体情報システム機構への支出で、当初予算は更新費用のみを計上しておりましたが、利用費用の計上を失念しておりましたので、申し訳ございませんが、今回計上させていただくものでございます。１８、１９ページ、２款２項２目賦課徴収費、１１節予納金は、独居の高齢者が亡くなられる事案が発生し、調査の結果、その方には法定相続人がいないことが判明しましたが、所有する土地、家屋の固定資産税を納付する納税義務者が不在の状況であり、相続財産清算人の選任を裁判所に申立て資産等を処分していただき、債権を回収するための費用となります。なお、予納金につきましては、土地・家屋の売却後、町に返納される予定です。２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１０節消耗品費は、マイナンバー交付事務に関する消耗品等購入費用です。１３節コピー使用料は、マイナンバーに関するチラシ等を町のコピー機で作成するための使用料となっております。飛びまして２２、２３ページをお願いいたします。３款１項１目社会福祉総務費、２７節国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計の人件費等の増による繰出金の増。２目福祉センター管理費、１４節施設整備工事費は、福祉センター大広間の音響施設が老朽化により、現在使用不能となっているため入替えを行うものです。２４、２５ページ。３款１項５目人権同和政策費、１８節町保護司会補助金は、保護司２名を４月に増員したため補助金を増額するものです。２６、２７ページ。３款１項９目後期高齢者医療対策費、２７節後期高齢者医療特別会計繰出金の減は、後期高齢者医療特別会計の人件費の減によるものです。３款２項１目児童福祉総務費、１０節消耗品費、印刷製本費、１１節郵便料金、振込手数料、１２節児童手当システム改修委託料につきましては、１０月から児童手当の対象が「中学生まで」から「高校生まで」に拡大され、所得要件の撤廃及び第３子以降の額が変更される改正が行われるなど、児童手当拡充に対応する費用で、振込手数料を除き、特定財源として１５款２項２目３節子ども・子育て支援事業費補助金の一部を充当するものです。２８、２９ページをお願いいたします。１８節保育所賃借料補助金につきましては、１０月から新宮あおぞら保育園が賃借している物件に係る賃借料の値上げに伴うもの、１９節児童手当につきましては、先ほどと同様、児童手当の拡充に関するもので、特定財源として１５款１項１目４節児童手当交付金の全額、１６款１項２目５節児童手当負担金の全額を充当するものです。４目シーオーレ新宮管理費、１２節漏水調査委託料につきましては、２月にシーオーレ新宮館内または外構において漏水が疑われたため、漏水箇所および原因を調査するものでございます。４款１項１目保健衛生総務費、１８節予防接種健康被害給付費負担金につきましては、国の給付認定が確定したことによるもので、特定財源として１５款１項２目２節新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を全額充当いたします。３０、３１ページ。４款１項３目母子衛生費、１２節発達支援委託料につきましては、作業療法士を募集していましたが、応募がないた

め発達支援施設に7月から月に6回程度、職員1名の派遣を委託するものです。32、33ページ。7款1項3目観光費、14節観光施設整備工事費につきましては、立花山登山者用第2駐車場の案内看板を7か所設置するものです。34、35ページ。8款4項1目都市計画総務費、18節下府土地区画整理組合助成金につきましては、当初1号調整池築造工事のみを計上いたしておりましたが、建築資材等の高騰による1号調整池築造工事費の増、また、7年度に予定されていた長縄手交差点改良工事が土地区画整理組合の工程変更により、令和6年度へ前倒しされたことに伴い、組合への助成金の増となっております。特定財源として19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金8,000万円のうち2,000万円を充当しています。36、37ページ。8款4項3目ふれあい交流館管理費、10節修繕料につきましては、館内のブラインド不具合のための修繕費用となっております。38、39ページ。10款1項2目事務局費、10節修繕料は、旧新宮東幼稚園の火災報知機のバッテリーに不具合が見つかり修繕するものです。10款2項8目新宮東小学校管理費、14節施設整備工事費は、給食室天井に塗装の剥離が見つかり、給食への異物混入等を防ぐための工事となっております。40、41ページ、10款2項10目新宮北小学校管理費、17節学校管理用備品購入費は、外国人児童対応のため、通訳機能を備えたタブレットを2台購入するものです。10款3項2目新宮中学校管理費、14節施設整備工事費は、柔道場及び剣道場の空調機器を整備するもので、特定財源といたしまして、22款1項7目3節新宮中学校施設整備事業債、1億4,870万円を充当しております。6目新宮東中学校管理費、14節施設整備工事費は、同じく武道場の空調機器を整備するもので、特定財源として、22款1項7目3節新宮東中学校施設整備費事業債、5,670万円を充当しています。10款5項3目新宮幼稚園費、14節施設整備工事費は、園舎トイレの壁面に不具合が見つかり、剥落等の恐れがあるため工事を行うものです。42、43ページ。10款6項3目公民館事業費、8節費用弁償は、分館主事会の開催を1回分増やすため増額するものです。44、45ページ。10款7項3目体育施設費、11節給水調査手数料は、次の工事費の中で出てきますが、相撲場の給水管布設工事に係るものでございます。14節運動施設整備工事費は2件、杜の宮グラウンド夜間照明設備のLED化改修工事に8,774万7,000円。特定財源として19款1項3目1節のふるさと応援基金繰入金8,000万円のうち6,000万円、21款5項3目1節のスポーツ振興くじ助成金、1,600万円を充当するものです。もう1件は、相撲場給水管布設工事で、93万5,000円。以前、設置されていた給水施設が使用できなくなっているため、新たに給水管を敷設するものでございます。13款1項1目繰出金、27節渡船事業特別会計繰出金及び46、47ページの2項1目公営企業支出金、18節児童手当負担金の減は、各特別会計の人件費に係るものでございます。

次に、歳入について説明いたします。戻りまして10、11ページをお願いいたします。歳出

説明時に説明したものは、省略させていただきます。１５款２項１目２節電算管理費補助金４６０万２,０００円のうち３８７万６,０００円は、中間サーバー利用料の更新分で、残額の７２万６,０００円、及び４節戸籍住民基本台帳費補助金１,５５２万６,０００円については、３月に社会保障・税番号システム整備に係る職員及び会計年度の人件費や消耗品等が補助の対象となるとの通知があったため今回の計上となります。１５款２項２目３節こども政策推進事業費補助金については、こども計画策定のため、国に補助申請を行っていたところ、不採択となったため、補助予定額が１５０万円減額するものでございます。また、３目衛生費国庫補助金、２節感染症予防事業費等国庫補助金につきましては、子宮頸がん９価ワクチンが加わったことによる健康管理システム変更費用が補助決定されたものです。１２、１３ページ。１９款１項２目１節財政調整基金繰入金２,６８７万３,０００円で収支調整をいたしております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（６番 西 健太郎君） ２８、２９ページの１８節予防接種健康被害給付費負担金についてちょっとお尋ねしたいんですが、これ給付日程が確定したってということですか、何かもうちょっと詳細を教えてくださいなんですけども。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。詳細ということになりますでしょうか、もともと委員会で多分報告を今までしてきたんだと思いますが、４人の健康被害の請求者のうち、お１人がその後お亡くなりになられています。その方が国に対して、死亡一時金等の請求をしておりましたが、その分が今年度の末に決定いたしましたので、６月補正をさせていただき、その方に一旦お支払いをした後に、国からまた実績報告後に入ってくるもので補填するという形になっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 尾田課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） じゃなくて令和５年度の末に、確定したために、本年６月補正で対応するものでございます。すみません。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（６番 西 健太郎君） この健康被害っていうのは、死亡以外の方とかというのは対象にはならないんですか。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） 今、先ほど４人の方と言いました方については、後遺症と入院とか、医療費についても認定されてる方がおられます。以上です。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（６番 西 健太郎君） これはワクチンを接種してからいつまでというか、予防接種の健

康被害の給付金負担金の受給の申請といえますか、そういうのっていうのは何か期限とかがあっていうのはあるんですか。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えします。このコロナワクチンに関しては、一応、令和5年度までについては請求の期限というのはないと聞いております。令和6年度以降に接種する場合については、5年の請求権があると聞いております。以上です。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） すみません。予算措置っていうのは、今回限りというか、今後もしやるとしたら、6年以降あったらあるかもしれないけれども、一応、これまでののは今回でっていうような形なのかというのと、あとと今回の予算措置は全額国費だと思うんですけど、今後、もし何か被害が生じて給付するとかいった時に、町が何か持ち出したりするとかっていうようなことっていうのはあるのか、ないのかっていうのをちょっとお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えします。先ほど申しました令和5年度までに接種したコロナワクチンについては請求期限がないので、今から先も万が一あれば、対象にはなってくると思いますし、これから先の分については、64歳以下または基礎疾患がある場合は59歳以下の人については任意の接種となりますので、こちらについては、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構というところによる医薬品副作用被害救済制度により救済という形になります。で、65歳以上の人または基礎疾患がある場合は60歳以上の人、こちらについては、これまで同様、予防接種健康被害救済制度に基づいた救済になるんですが、全額国ではなくて国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担となると聞いております。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、3点あります。まず10、11ページのこども計画の補助金が不採択になったっていう話でしたけど、これってちょっとよく分からないので、これ普通のことなのか、その細かいところが分かれば教えてください。

40、41ページの空調工事ですね。この空調工事の期間で、施設を使えなくなるとか、そういうことが発生する予定があるのかとか、そういうところを教えてください。

44、45ページの杜の宮の照明改修なんですけど、こちらもそうですね、この照明改修期間に杜の宮のグラウンドが使えなくなるとかいうことがあるのかというのと、あと照明、今あるやつをLEDにするっていう、そんな工事なのか、もっと大がかりな柱から造り変えるとか、そんな工事なのか、そういうところを教えてください。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。それでは、私のほうからご質問のこども政策推進事業費補助金が不採択になった件について、ご説明をさせていただきます。この補助金の中に、自治体こども計画策定支援事業というものがございまして、本年度、新宮町でもこども計画を策定する予定としておりますので、補助金がいただけるのではないかとということで申込みをしていたんですけども、協議の結果、採択されなかったということで、採択されたのが実際に協議にあげた自治体の中の3割程度ということになっておりますので、ほとんどが採択されたのに新宮だけ採択されなかったというわけではなく、目新しいさとか、もしかしたら私たちの申立ての中の工夫が足りなかったのかもしないですけども、そういった形で不採択となったということでございます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。中学校の空調の整備でございますけども、こちらのほうが設計が6月末までとなっております。その後、施工という形になりますので、極力、学校の休業等の時期は、当然、視野に入れて検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 和広君） 杜の宮のグラウンド照明のLED化につきましては、使用停止期間はもちろん、夜間の団体が今9団体ありますので、そちらの団体については何時間の使用停止というのはもちろんございます。それと、今回の杜の宮グラウンドの施設のLED化につきましては、今ある水銀灯をLED化に変えるということで、一応、今回8基ある分を64灯、LED化に更新いたします。そして、柱の建柱等はいたしません。一応、柱の建柱につきましては、42年の耐用年数があるということで、今回は照明だけを変えるようにしております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。2点、まず1点目は、2款2項2目予納金についてお尋ねをいたします。これは、先ほどの説明では独居の高齢者の方がお亡くなりになって、遺族の方がいらっしゃらないので、言ってみれば事後処理というようなことで説明があったんですが、私、今年の予算委員会か去年の決算だと思うんですが、要するにこういう方々が今後増えてくるので、町として、要するに、ご存命の間にその事後処理を相談できる窓口をつくりませんかという提案をしたんですね。現実には不幸にしてこういうことが起こってくる。要は、一般的に言われる高齢者の終活支援という中で、もともとご存命の間にこの計画をきちんとやっつけば、この支出って必要なかった可能性もあるんじゃないかなと思うんです。全てとは言いませんよ、どんな処理があるか私も分かりませんので。ただ、それぞれの皆さんが、例えば高齢者、ご夫妻であっても、要するに1人になった時にというようなことで、様々な相談は出てくる可能

性は私はあると思うんですね。ですから、専用窓口として担当課にそういう相談を受ける。実際に、そういう事業をやっている自治体もありますから、今後どう対応したらいいのか、こういうことが起こっても対応できるように体制を整えていくという重要なことだと思いますので、ぜひこれは実現していただきたいというふうに、もう一度、この質問を通して提案しておきたいというふうに思います。それから、もう1点は…。まず、それをお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。確かにご提案があったというのも覚えておりますが、今のところはきちんと進んでおりませんが、そこら辺いろんな自治体の事案を参考にさせてもらいながら、検討していこうというところで、まだ今のところは、具体的なことは検討がなされていませんというのが実情でございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 多分、もう一度言っときます。これから増えてくる、もしくは永続的に発生する事例だと私は思います。ですから、いつ、どこで、どう行動を起こすのかっていうのは、今日明日どうのというつもりはありませんけど、必ずこれから同じ事例が出てくると思いますので、これは前もって申し上げておきたいというふうに思います。

それから、すみません、見つけました。ふれあい交流館の修繕料、ごめんなさい。8款4項3目、36、37ページだそうです。すみません。それで、ちょっとふれあい交流館についてお尋ねをしたいと思います。これ建設当時から、ふれあい交流館のロビーを有効活用しましょうよと、無駄に広くつくっているわけじゃないと思うんですね。建設当時から私申し上げていましたけど、やはり人が集まってくれる、集まっていだける、もしくは自由に利活用できる施設としてのフロアとして利用するというのが、1つのコンセプトだったはずなんですよね。そこで、これ皆さんご存じのとおり、コロナワクチンの集団接種会場として長期間使っていましたから、その間は無理ですと、確かにそうです。でも、ここきて、その必要性もなくなりましたし、そろそろ備品を整備して、例えば、当時出ていたのは囲碁であるとか将棋であるとか、特に施設自体が高齢者の方々が比較的に利用される機会が多いんで、そういう方々を前提とした備品整備を検討して、私はもういいと思うんですね。ですから、これからどういう形で進めていくかは別にしても、まず利用を想定される方々に相談しながら、備品整備をして利用の活用をしていただきたい、利活用をしていただきたいということを積極的に働きかけてほしいなというふうに思っています。その検討をぜひやっていただきたい。検討つちゅうたら検討せんかもしれんけ、実現してください。以上です。お答えを。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。その件についても、きちんと引継ぎを受けておりますの

で、今の段階では高齢者福祉担当のほうで、地域の数名で民生委員だったり、の方と一緒にその場に行っているいろいろなことに使うかという協議を今、一遍開いているところです。その中で出てくることを参考にさせてもらいながら、また第2回目を行う予定なんですけど、差し当たり今、福祉センターが休館の時に、かんがる一広場のほうが使っておりますので、その方たちのためではないんですが、一応、今もう少ないですけどテーブルを2台、3台置かせてもらって、ちょっとしたスペースを利用しているのと、もう古くなったベンチがありましたので、ベンチの一部を塗装を加えておって使いやすくしているところです。現在の状況としては、そのこのところですので、早急にまた検討をして活用していくように努力したいと思います。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） これを最後しますが、目的地、あそこのフロアが目的地になるような整備の仕方、あそこに何かをしに行くという整備の仕方が、私は必要なんだろうと思うんですね。だから、通りかかったついででも、あそこにあれがあるから、あそこに寄ろうと。こういう施設、だから交流館だというふうに、私は建設当時の議論の中で説明も受けたし、私も納得しました。だから、やっぱりそういった意味で、何をどういうふうに整備していくのかっていうのは、これからの課題としても、そのコンセプトだけは失わないでいただきたいというふうに申し添えて質問を終わります。以上です。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございますか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。1つだけ簡単なんですけど、17ページですかね、ポータルサイト。先ほどアマゾンの話をちょっとされましたけど、これは利用率っていうのはもう決まっているんですか。それとあと、それが決まっているとすれば割戻せばいいわけですから、それ利用金額っていうかね、その辺を分かっていたら教えてください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。ポータルサイトの使用料、アマゾンに今回加入するところで考えておりますけれども、基本的なサービスについては、10パーセントが基本になります。ただし、早期割引っていうのがありまして、今回その早期割引を申し込むに当たっての費用が275万円ということで、そちらに申し込んだ場合は、利用開始から2年間に限り3.8パーセントの利用料になります。ですので、6.2パーセントほどお得になるというんですか、その分の手数料の割引があります。ただし、先ほども言いましたように、2年間ということですので、それを過ぎますとまた10パーセントの利用料金がかかってまいります。今、予定しているのはそういう状況でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第50号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第50号議案は原案のとおり可決されました。ここで、13時15分まで休憩いたします。

午後12時05分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。48号議案について、総務課長より追加説明の申出がっております。総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。今、議長が出された48号議案、公共下水道事業会計の際に、横大路議員がお尋ねになりました会計年度さんの減額の予算について、すみません、私のほうから追加での説明をさせていただきます。上下水道課長のほうから、人の変更によるものだということでの答えだったんですけれども、すみません、私のほうの認識不足もございまして、実際の関係から言いますと制度の改正ではないんですけれども、会計年度職員の方の運用について変更が今年もございまして、もともと月額、日額、時間給と3種類設けておったんですけれども、令和6年度からは月額と時間給と、日額をなくす形での運用に変えさせていただいている関係がありました。上下水道課長、今回、人が変わったので、そういう認識で答えられたと思うんですけれども、実際の理由は先ほど言いました日額を廃したことによりましての時間給の差額を今回減額ということになっています。すみません、私がそれまで説明を追加すればよかったんですけれども、認識が不足しておりまして、この場を借りて追加でご説明をさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） よろしいでしょうか。横大路議員。

○議員（9番 横大路政之君） それでは、その件について一応、確認をさせてください。当該の職員の方っていうのは、前年度から継続して勤務されている方で該当する職員の方はいらっしゃるんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。すみません、時間がなくて全員までの確認までは行ってないんですけれども、おそらくおられると思います。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） それでは、これを最後しますが、先ほどの質問の中でも申し上げ

げましたように、要するに条件が変わるということによる不利益、これ金額の多寡は別にしてですね、不利益が発生する可能性があるということを前提に、全職員の皆さんにきちんと説明をして執行するということを努めていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） 議員おっしゃるように、きちんと説明をしながら進めていきたいと思っています。大変すみませんでした。

日程第20. 第51号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第51号議案、財産の取得について、業務系パソコン購入を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第51号議案、財産の取得について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

記書きとしまして1、取得財産、業務系パソコン購入。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得金額、2,783万円。4、業者名、株式会社BCC、代表取締役社長、田中功。5、納期、契約締結日から令和6年9月30日まで。提案の理由といたしまして、業務系パソコンを購入するため、令和6年5月14日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いします。そちらに参考資料をおつけしています。まず1として、入札結果表です。予定価格から消費税を除いた額としましては、3,500万円となっております。入札結果については、そちらをご覧ください。2の概要としまして、業務系パソコン110台購入するものでございます。説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、2点伺います。まず、予定価格ですけど、3,500万円ということなんですけど、この3,500万円をどういうふうな形で計上されたのか、計上の仕方。計上の見積り書をとってとかあると思うんですけど、その点をお伺いします。それと、入札の辞退者が3社いらっしゃいますけど、これについての辞退の理由か何かあればお伺いします。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。まず1点目の予定価格につきましては、担当のほうから起工があがってきます。その内容に基づいて、予定価格は設定させていただいているところでございます。具体的には、見積りをとられて、その内容から予定価格というのを設定しております。それと、辞退に対しての説明ですけれども、2社につきましては納期までの調達が難しいということと、もう1社につきましては、仕様通りの商品が調達できないということになっております。以

上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） はい。その根拠ですね、見積り書とか取られて、それをどういうふうな形、見積り書が出た金額をそのまま予算計上しているのか。要は、１，０００万円ぐらい下がっているわけじゃないですか。これ多分、オープン価格とかになるんですかね。定価とかなのか分かりませんが、見積り書をあげられて、その９掛けとかして予算計上しているのか、そのまましているのか。入札になると、やっぱりこうやって下がるというところで、どういうふうな計上の仕方をしているのかということです。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。予定価格の設計につきましては、先ほど言いました起工伺、各課のほうで執行に当たっての起案を回してきますので、そちらの設計額に基づいた額に基づいて大体設定しますけれども、通常見積りをとられる場合には何社か見積りをとられたうちの適正な価格の部分というところでの予定価格の設定をさせていただいておりますので、通常３社以上は見積りをとっていただいて設定するようにはしております。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。今回の場合は、３社見積りをいただいております。その中の中間の金額、見積り額というものを参考に３，５００万円ということで出させていただいているという状況です。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） はい。工事とかね、そこら辺とは質が違うと思うんですけども、３社見積りを取られて真ん中が３，５００万円だったと。入札をしたら１，０００万円下がったというのは、ちょっと解せないところがあるんですね。その３社っていうのは、指名業者の中に入っているんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。指名の中に３社は、３社とも参加させていただいております。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） 前にもございましたですね、あそこのふれあいの丘公園とかのちよっと形はちよっと質は違うと思うんですけども、通常やっぱり３社、協力見積りをさせていただいて、やっぱりその３社を入れないといけないっていうふうな慣例というか、そういうのがあるのかどうか分かりませんが、それが公正な競争になるのか、その３社のうちの１社がやっぱり落札されているんですか、これ。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。すみません。入札に関わることになってくるので、見積りの方が落札されたというところまで、ちょっとこの場ではお答えできるかどうか、ちょっと私の判断ではできませんので、ちょっとお答えは。はい。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） すみません、今回パソコンの購入ということなんですけど、リースという手法もあるかと思うんですが、パソコンを購入する場合とリースする場合みたいな時の選択する基準みたいなのかってというのは、内部であるんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい、お答えいたします。今回の入札の場合は、両方とも購入とリース両方比較しまして検討した結果、こちらの購入のほうでも十分今後の管理ができるということで、購入のほうに決定したという状況でございます。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第51号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第52号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第52号議案、財産の取得について、A Iドリルライセンス購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） よろしくお願いたします。第52号議案、財産取得について。下記のとおり取得するものでございます。記といたしまして、1、取得財産、A Iドリルアカウントライセンス購入（A I型教材「Q u b e n a」）。2、契約の方法、随意契約。3、取得金額、1,679万5,350円、うち消費税及び地方消費税額152万6,850円。4、業者名、東京都文京区小石川2丁目3番23、株式会社COMPASS、代表取締役、佐藤 潤。5、納期、契約締結の日から令和6年6月14日まででございます。

提案理由といたしまして、児童生徒に向けて導入しているタブレット端末について、小学校3年生から中学校3年生までを対象に、個別最適な学習を促進するため、A Iドリル（A I型教材「Q u b e n a」）導入のためのアカウントライセンスを新たに取得するにあたり、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料のほうになります。（1）随意契約の理由といたしましては、児童生徒に向けて導入しているタブレット端末の学習eポータルサービスの一環として、今回購入するAIドリルは、児童生徒一人一人に対し、1問ごとにAI分析を行い、解答内容や解答時間、過去の学習履歴から習熟度を瞬時に分析し、個別最適化された問題が出題されるなど、他のAIドリルには備わっていない機能を有していること、また、令和5年へ試行的に導入し運用していることから、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号の規定に基づき購入するものでございます。（2）概要といたしましては、ア、対象は記載のとおりでございます。イ、アカウント利用ID数といたしましては、3,393ID。ウ、アカウント利用期限につきましては、令和7年3月31日までとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、お伺いします。Qubenaが導入されるということで、ライセンスですね、これちょっとお伺いしたい。これ1年のライセンスなんですか、それとも6月のそっからのライセンスで、ちょっと1年よりも減額になっているのかというのが1点と、もう1点は今のちょっと記憶が定かでないので間違えているかもしれないけど、時間制限ってされていますよね。アクセスする時間制限がされたと思うんですけど、そのタブレットですね。何時から何時までは使える、使えないなのか。何か物によってはされていたと思うんですけど、このQubenaに関しては、例えば、家から使う場合は時間、何時でも使えるのかっていう、その2点をお願いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。期間につきましては、1年間という形になっております。時間の制限につきましては、制限されております時間という形になっております。すみません、19時までとなっております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 19時までってなると、例えば、部活をやって塾に行って家に帰ったら、もう使えないということになると思うんですよね。宿題とかで使われるのであれば、それ運用が難しいと思うんですけど、その辺どうお考えなんですか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。今現在の段階でちょっと19時までで、部活動後の使えないというところまでのちょっと検討しておりませんので、今後その辺を含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第52号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第53号議案

○議長（松井 和行君） 日程第22号、第53号議案、財産の取得について、コミュニティバス購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第53号議案、財産の取得について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

内容としまして、1、取得財産、コミュニティバス。2、契約の方法、随意契約。3、取得金額、4,472万3,000円、うち消費税地方消費税額が405万6,827円です。4、契約の相手方、株式会社E Vモーターズ・ジャパン、代表取締役社長、佐藤 裕之。5、納期、令和7年3月24日まで。理由としまして、コミュニティバス事業に使用している車両1台につきまして、老朽化に伴う更新が必要であること及び車両の脱炭素化による家庭や事業所における省エネ行動を推進するため、新たにコミュニティバス（E Vバス）1台を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料としてですが、（1）随意契約の理由としまして、本件に係る車両につきましては、高齢者、障がい者、幼児にも利用しやすいノンステップ仕様の交通バリアフリー法適合の小型電気バスであるとともに、納車後は、点検や修理が近郊で対応できる体制が求められます。株式会社E Vモーターズ・ジャパンは、電気バスの納車実績が豊富で、福岡県内に自社の工場を有し、電気バスの取得に適当な唯一の者であることから、競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により取得するものでございます。次に、（2）取得バスの規格等についてですが、1、車体形状としまして、小型ノンステップバス ダブルドア型になります。3の車両寸法ですが、こちらは記載のとおりでございます。現在、導入しております小型バスとほぼ同様の形となっております。6の乗車定員は29名となっておりますが、現在の小型バスが36人乗りのため、多少少なくなっております。あとは記載のとおりでございます。2ページに

参考としまして、イメージ図、寸法図等を添付しております。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） コミュニティバスということで、1日中走ることになるのかなと思うんですけれども、充電とかその辺の対応とかは大丈夫なのかなっていうのがちょっと疑問だったんですけど、お願いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。電気バスの走行距離につきましては、1回の充電で約250キロ程度と見込んでおります。コミュニティバスとして1日走る距離が、大体100から120キロ30キロ程度ということですので、夜間に深夜電力で充電しまして、次の日走るところで考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。ゼロカーボンシティの宣言をしてから、EVのバスに限らず、導入を積極的にとという取組は、もともと聞いていましたので、理解はしているつもりなんですけど、まず、この今回購入するバスのメーカー、要するに何とかジャパンという会社から買う、要は輸入車を日本使用で整備したものを走らせるという前提で理解すればいいのか、これ1つお尋ねします。

それから、EVですから、今までバスとして活用したことはうちの町ないわけですけど、これから少なくとも10年以上は走らせるという前提で購入されているんでしょうから維持費ね、部品交換だ、バッテリーなんていうのは相当高価なものに多分なるんだろうと思うんですね。そうすると、通常のディーゼルエンジンで今まで走っていたバスと比較すると、多分コストアップになるだろうというふうな、もう容易に想定できるんですが、それでも、今後、今現在走ってるバスをEV仕様のバスに替えていくと、基本方針としてどういうことをお考えになっとるのか、お尋ねします。この2点。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。まず、製造についてなんですけども、今現在は国内で製造しまして持ってくるというような形になりますけども、現在、北九州市に製造工場を組立て中ございまして、大体もう近々稼働するという状況ということで伺っております。それから、維持費についてなんですけども、試算しまして、おっしゃるとおりバッテリーの交換もございします。バッテリーが大体7年ほど、もつのではないかとこのころで考えておりまして、燃料代につきましては、ディーゼルエンジンの3分の1程度というところを考えております。それでもやはり、最初のコストというのは結構大きいなものになるんですけども、補助金とかもありますけども、そこら辺を適用したとしましても、ディーゼルよりかは約1,000万円程度、

導入コストとしてはかかります。例えば、13年乗ったとして、その間にバッテリーを1回交換して、次、交換したバッテリーが切れるであろうというところまで運用したとして、燃料費としては580万円ほど有利になると考えておまして、それを差し引いて大体450万円ぐらいコストはかかるというところで考えております。おっしゃるとおり、そこまでして電気バスを導入するということですけども、やはり最初のゼロカーボンシティ宣言が始まりまして、一応いろんな計画の中で位置づけていっております。地域公共交通計画、今、策定中でもうすぐ策定という形になりますけども、その中でも5年度間の計画期間の中にありますけども、1台のバスをEV化するという目標がございます。やはりEV化する目的としましては、町が率先してそういう形で導入していくと。コミュニティバスを導入して走らせるということは、町民の皆様にもアピールというか、推進していく大きな力になるのではないかと考えております。やはり、そういったところでコミュニティバスを利用される方、もしくはそれを走るのを見られた方に、そういったところを考えていただける機会になっていくのではないかとというところで考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 私が聞いた質問の一部分がまだ回答いただいてないので、もう1回繰り返して質問、お尋ねします。私は、コストがかかるのはもう百も承知で皆さん、町長ね、はじめとしてこの提案はされているんだろうと思うんですね。ゼロカーボンシティを目指すための方策としてやっとするわけですから、コストの議論は本来やるべきじゃないんですね。ただ、どれぐらいかかるのかはやっぱり認識しておくべきだろうと、我々も含めてね。ということでお尋ねをしとるわけですよ。私はコストがかかるからやめろとか、そんなのを言うつもりは全くないです。ただ、今現在どれだけコストアップで、この電気バスを走らせるのかということを住民の皆さんにも知ってもらわないかんですよ、それはさっき課長が言ったように。だからこそ、ここできちんと、例えば導入するときには多分、Active新宮に載つけるでしょ。その時に、これだけお金がかかりますけど、ゼロカーボンシティを実現するために、これだけのコストをかけてやるんですよということを、強くやっぱり住民の皆さんにアピールできる体制で取り組まないかん。これが私の言いたいことの1つです。

もう1つは、今現在、走っとるバス4台か5台かあるはず。これを全部替えていくんですかと、EVに。っていうのをお尋ねしとるんですね。そういう取り組みの方向性を示していただきたいというふうに思います。これは逆に町長やないと答えられない部分もあるでしょうから、それをお尋ねをします。もう1つは、その先の質問として申し上げたいのは、例えばEVそのもの、EVという車両が今後のゼロカーボンシティ宣言を実現するための手法として果たして選択肢1択かと言われたら、私は違うと思うんですね。燃料電池車もあるし、これから新しい技術も出るか

もしれない。だから、取り組む姿勢としての方向性をこれから示していただきたい。それは、今ここでという意味じゃないですよ。じゃないと、私たちは予算を審議する中で、これは方針に沿っとるのかどうか1番大きな判断基準にこれからなっていくわけですから、それを示していただきたいというふうに思います。町長、お願いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。横大路議員おっしゃいますように、ゼロカーボンシティを目指すためには、多大なコストがかかるのは、私どもも承知いたしているところです。ですので、先ほど産業振興課長申しましたように、今年度、予算の時にも西議員のほうからご質問を受けてお話しさせてもらいましたけれども、コスト対効果、町民に与える効果とCO₂の削減の効果を検討しながらやっていくべきだと。今回はあくまで町にとっても、他の市町村にとってもそんなに多くまだ導入事例がございませんので、基本的にこの1台目はお試しというか、テスト運行でやりたいと思って考えております。カタログ上は、先ほど課長申しましたように250キロ走る、で、うちは大体日々100キロか120キロということでございますけれども、これエアコンを夏にですね、エアコンをバンバン使って走ったら、実際それだけ走るのかというのをカタログ上の数字だけでは計り知れないところもありますので、実際これ1台を購入して日々の運行をやって、例えば真夏日に運行に支障が出るっていうようでは、逆に町民サービスがグッと落ちることになりますので、次回の買い替えは、またディーゼルに戻すかもしれません。また、あるいは、その時にハイブリッドなり新しい技術の車が出てくれば、そっちに乗り換えるかもしれない。ですので、費用とサービスの低下にならない、あるいはCO₂の削減がどのように効果があらわれるのか、発現するのかというのを、そういったものをいろいろ加味しながら進めていかなきゃならないと思います。これからも昨年度の委託で計画つくりました太陽光パネルを町の公共施設に置くという作業も、今、担当課のほうでも検討しておりますけれども、やはりこれも多大な費用が、もう今までどおり電気代でやってたほうが普通にコスト的には有利なんですけれども、それじゃ駄目だろうということで太陽光パネルを用いた、これからの行政運営をやっていく上で、その辺の費用とまたランニングコスト、町民の皆様に訴える力と、その辺を加味しながら検討していきたいと思いますので、ベースとしては当然CO₂削減というのがございますけれども、全てがそれに基づいて、もうやみくもにやるというものではありませんので、その都度、ご相談させていただきながらやっていきたいと思います。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第53号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 23. 第 54 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 23、第 54 号議案、訴訟の提起についてを議題といたします。
議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第 54 号議案、訴訟の提起について、ご説明させていただきます。

理由といたしまして、新宮町国民健康保険出産費資金貸付金における不当利得の返還等を求める訴訟を提起するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別紙にまとめさせていただいております。別紙 1 ページのほうをご覧ください。1、当事者、原告は新宮町でございます。被告、被告の住所、氏名につきましてはお手元の別紙をご確認ください。2、訴状を提出する裁判所は、福岡簡易裁判所でございます。3、事件名は、新宮町国民健康保険出産費資金貸付金未返済金請求事件でございます。4、事件の内容につきましては、平成 19 年 5 月に被告が申し込んだ新宮町国民健康保険出産費資金貸付金につきまして、返済が困難であることを理由にその返済を分割で返済を行ってまいりましたが、平成 26 年 8 月 29 日の返済を最後に返済が滞った状態となり、町からの再三に渡る催促にも応じてもらうことができず、返済のないまま今日に至っている状況でございます。なお、未納残額は 14 万 2,000 円でございます。5、請求の要旨、被告のほうに未返済金 14 万 2,000 円の支払いを求めるとともに、訴状送達の日から支払い日までに、年 3 パーセントの割合での金員、また裁判費用について被告が負担するという判決文を求める内容となっております。6、訴訟追行の方針、こちら訴訟を追行するに当たりまして、町は町職員を指定代理人に指定するものとし、必要に応じて、和解または上訴することができるものとしております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8 番 横大路 政之君） 2 点お尋ねをしたいと思います。

まず 1 点は、この訴訟追行の方針の 1 番下に、和解を選択肢の中に置いてありますけど、これまで対応されて、履行されてないものが和解によってそれが解決するのかどうか、甚だ疑問なんですね。訴訟に踏み切るといことは、要するに強制執行を前提とした訴訟というふうに私は理解するんですが、その点、例えば和解勧告が出た時に、和解をしますという選択を考えられるのか。

それから、2 つ目が、要するに判決確定後の強制執行、これをどのように考えてあるのか。2 点について、これからの方針をお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 住民課長。

○住民課長（堺 好行君） はい。こちらに記しております和解については、まさにそのとおりで、裁判所のほうから和解の勧めがあった場合には、条件に応じて和解には応じる可能性があるということで書かせてもらっております。それと、判決、支払い命令が出た後の支払い命令に対して、その後の債権の回収に関しましては、いろいろな方法があるんですが、税の滞納処分と同じような預金とか財産の差押えも考えられますし、もちろん本人に速やかに支払っていただくというところを前提に、そういったところまでを検討というか想定しております。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 先ほど申しましたように、和解っていうのは、例えば分納しますというようなことでの和解に多分なるんだろうと思うんですね。債務者が言うと、それは支払います、でも分割させてください。でも、それは今まで履行できなかったことでしょ。それを訴訟の中で決めたところで何の進展もない。何のために、この訴訟をするのかということを逆に原点回帰して、要するに何を求めるのか、何をどうするのか、結果として回収できないということは、私はありうると思うんですよね。だけど、やるべきことが何なのかが明確になっていないと、ただ単に選択肢があって、そこの落としどころとして和解だ、強制執行だというようなところにいくだけでは、全くこの訴訟に対する、今度は訴訟費用に対する意味がなくなっていくんじゃないですか。

○議長（松井 和行君） 住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 訴状提出後、もしくは判決が出てからの和解に関しましては、うちのほうの顧問弁護士の春山事務所さんのほうから、その方法と形態について指示はいただいております。今ここで申し上げていいかどうか、私の判断ではちょっと判断しかねますので、これまた別の形で報告したほうがいいのかどうか。

○議長（松井 和行君） 暫時休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後1時57分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。住民課長。

○住民課長（堺 好行君） すみません。お答えいたします。和解に関しましては、訴状提出後、判決後うちに向こうがお支払いをしたい、ただすぐに払えないっていう場合に関しましては、まず分割でもう一度考えております。ただし、これは今までのような10年とかいう長いスパンでの分割払いではなく、最低でも1年以内、しかも、相手の今分からない状態になっております勤務先だったりとか、預金口座、こういったものの情報を教えていただくというような状況で、和

解に応じるというようなつもりでございます。

それと、あともう1つの和解というのは、判決命令が出て、命令前に元金をうちのほうに差し入れてきた場合、こちら和解というか、もう取下げというような形になってくるんですけども、そういった意味合いを含めまして、こちらのほう1行書かせてもらっている状況でございます。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第54号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 請願第1号

○議長（松井 和行君） 日程第24、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 請願1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

請願者、堀内香さん。住所、電話番号については記載のとおりです。紹介議員は、私、横大路政之と西健太郎議員です。補足説明は、意見書案を読むことによってかえさせていただきます。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。提出先、各役職名でさせていただきます。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上でございます。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、そのための教職員定数改善は欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学び

を保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、ゆたかな子どもの学びを保障する条件整備（例えば30人以下学級の実施など）を行うために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。以上が、意見書案でございます。

この請願は、毎年、本議会に提出されております。教職員の働き方改革は社会問題化しており、早急な改善が求められています。また、子どもたちの学びの保障をするためにも、早急な教職員の定数改善が求められています。さらに、地方財政に係る義務教育費の負担は年々増大しており、その軽減をはかるため2分の1復元を求めるものであります。以上のことから、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、請願第1号は採択することに決しました。

----- . ----- . -----

日程第25. 請願2号

○議長（松井 和行君） 日程第25、請願第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 請願2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書に関する請願書。紹介議員、庵原伸一、片岡誠治議員、大牟田直人議員、牧野真紀子議員。新宮町議会議長、松井和行様で、請願者は福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 ケイアイビル2階の氏名、福岡労働組合総連合、議長代行、三苫哲也。意見書案を読むことで、提案にかえさせていただきます。最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）。3年にも及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、町民の生活を圧迫し、町内の中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲

弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の「消費購買力」を引き上げること、そのためにも「賃金の底上げ」を図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことが、これまで以上に重要になっている。2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、福岡県では941円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても年収150万から190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で172円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。日本の最低賃金は、地域別であることから、海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、地域間格差を是正しなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。世界各国の制度を比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、地域間格差の是正を図り抜本的な引き上げをしていくことを要望する。以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め意見書を提出する。

記、1、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の引き上げをめざすこと。

2、政府は、最低賃金の地域間格差の是正を図ること。

3、政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への税負担の軽減等及び社会保険料の事業者負担軽減等の支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。新宮町議会議長、提出先、内閣総

務大臣宛、厚生労働大臣宛、中央最低賃金審議会会長宛、よろしく審議を採択していただきますようお願いいたします。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。意見書案のほうで質問、質疑をさせていただきます。まず1番ですけど、最低賃金を引き上げること、そして2番が地域間格差を是正することということを書いてありますが、これ抽象的で賃金はやっぱり上がっていかないといけないと思うんですが、その最低賃金を上げることと地域間格差を是正することというのは、ちょっと矛盾しているのかなというふうに思うんですね。だから、その点をちょっとお伺いいたします。要は、最低賃金を上げて、そしたら最低賃金を上げれば、東京も沖縄も上がりますよね。で、地域間の格差を是正するということは、要は沖縄とかですね、岩手とか分かりませんが、そこら辺の賃金を東京並みにするのか。そういった意味なのかですね、その点をお伺いします。それと、これ3番目ですね。中小企業が経営できるよう、税負担の軽減、そして社会保険負担軽減を最大限に拡充というふうにあります。説明書きのところにはありますけれども、これ具体的にどういうこと、要は中小企業が経営できるようというのは、民間業者ですから、いろんな形態があつたりとか、いろんな財務内容があつたりとかすると思うんですね。それは、どこをどうすれば、この請願の願意として訴えられているのか、その2点をお願いします。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 1点目は、金額的にもありますけど、これは政府の岸田首相も国会で答弁されておりますけど、2030年度半ばには最低賃金は1,500円というふうな方針で臨みたいという目標を持っております。そういうことで、私どもとしては最低賃金を1,500円というよりも、一応こういう最低賃金は目指すというふうな内容がいいんじゃないかなということで1点目はしております。

2点目は、地域間格差についてということで、例えば福岡市で説明で、1,000円で賃金とかアルバイトの人がしてあれば、糟屋管内とか地域によっては、それ以下のところの賃金もありますので、やはりそこからすると、地域間格差で福岡市のほうが賃金が高いということであれば、やはりその地域の方は福岡市のほうに通勤してでも行くというようなことの結果があるので、やはりそこで雇用があつて、同じような賃金があれば、わざわざ福岡市内とかそういうふうなところまで行かなくてもいいんじゃないかというようなことの2点目の説明というふうに受けています。

3点目は、いきなり賃金と同じになると、中小企業については何ら支援策とかいうことがないので、例えば1,500円とかいうので一気に一律になると、中小企業のほうについては、業者については負担というのが多くなるので、ここに書いておりますように、税負担の軽減とか社会保険料の事業者負担の軽減等をやはり図っていただければ、中小企業の方についても賃金が上が

ったとしても、それに対応していけるんじゃないかなあというような中身の記であると説明を受けました。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。まず1点目ですけどね、今1,500円ということですね、1,500円と言われましたけども、この請願の願意としてそういうふうな願意があるんですかね。そこはちょっと何も書いてないので、分からないところなんですよね。要は、何を言いたいかっていうと、意見書案が言うたら国に提出されるわけですよ。だから、この中身、いろいろ前の説明書きはあまりですね、訴えかける上ではいいんでしょうけど、意見書としてはこの案が出るので、意見書の中身をちょっと聞いているんで、その1,500円というのは請願人さんの思いとして、そういうふうに思っているのか。それが1点ですね。

それと地域間格差の是正ということで、今、紹介議員のほうから糟屋地区とか何とかとかね、ここら辺のことを言われましたけど、これは全国的にやっぱり格差があるということで訴えられていると思うんですね。だから、全国的な格差、要は東京が1番高くて、そして岩手とか、沖縄も低いんですね。そういったところの格差を是正して、言ったら東京並みにするというふうな願意があるのか。その点なんですよね。要は、その地域によって物価も違うわけですね。東京は物価が高かったり、家賃も高かったりするわけですね。そういった意味で雇用も多いと。そういった意味でやはり時給も高かったりするわけですね、都心部っちゃうのは。どうしてもこれ、こういう資本主義の社会においてはなかなか解決できないところなんですけども、それをどういうふうにするのがこれの願意なのか、ということをお伺いします。

それと、3番目のところですけども、要はこれもちょっと説明書きのところの1番下のところですね。説明書きの2枚目のところですね。2枚目のところに支援方法としては、賃金の引上げ分の金額に対する直接支援、税金の減免、社会保険料の使用者負担の減免というふうに書いてあるんですね。で、要は働いてある方の賃金が上がった分の社会保険料の減免、それとこれ半分会社が払わないといけないので、それを使用者のほうも上がった分のところを減免するというふうに読み解いていいんですかね。その点がちょっと分からないところなので、その3点、2点か3点。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 1点目は、言いますように国の方針としては1,500円を目指しているということですけど、私どもの願意の中では、支えるため最低賃金は引き上げてほしいということで、一気に1,500円ということではなく、それを目指してほしいというふうにしております。

2点目は、今言われたましたように、やはり東京とかいうのは非常に賃金も高いし、東北とか

いろんなところで、そういうふうなところからすると、やはり賃金の高いところに行かれると。そういうふうなことで、地域で雇ったとしても、やはりそういうところの東京とか、そういう関東とかいうのが高いので、地元で雇用とかいろんなことをやったとしても、なかなか人手が集まらないので、地域間の格差を同じような金額にさせていただければ、わざわざ関東のほうに行かなくても、同じ賃金をもらえれば雇用も生まれるし、地域のほうから出て行く人も少なくなっていくので、そういうふうな方で地域にとどまっていただけじゃないかなというふうな説明を受けております。

3番目は、北崎議員が言われるように、いきなり同じような賃金にすると、中小企業のほうの経営者に負担がかかるので、政府としてはその支援策は何もないというふうなことで聞いておりますので、そういう部分については、税の負担とかそういうふうなことについて、賃金が上がった分については中小企業の業者に対して支援策を何ら考えてほしいという意見書であります。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。最後にします。時給に関しては、賃金に関しては、全国一律にするということがこの願意と読み取ってよろしいんでしょうかね。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 一応、一律にっていうのが願意であります。北崎議員の言われるとおりです。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、請願第2号は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、請願第2号は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしくお願いいたします。

日程第26．報告第7号

○議長（松井 和行君） 日程第26、報告第7号、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 報告第7号、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2号の規定により、令和5年度新宮町国

民健康保険特別会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。1事業につきまして、372万9,000円を令和6年度に繰り越すものとなっております。その財源内訳につきましては、未収入の県支出金372万9,000円を特定財源とするものとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第27. 報告第8号

○議長（松井 和行君） 日程第27、報告第8号、令和5年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第8号、令和5年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。

地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、令和5年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和5年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の1款1項事業名、下府地区土地区画整理事業に伴う配水本管布設工事は、区画整理事業において造成工事等の関係で遅れが生じたため工事を繰り越すもので、7,000万円を翌年度、繰越額として計上しております。財源内訳としましては、下府地区土地区画整理事業への工事負担金として2,700万円、損益勘定留保資金4,300万円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第28. 報告第9号

○議長（松井 和行君） 日程第28、報告第9号、令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計画計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第9号、令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。

地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算繰

越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の1款1項事業名、原上地区下水道管渠築造工事は、国道3号の須川交差点付近において、多数の埋設物があつたことから、各関係機関との協議に時間を要したことにより9,644万8,000円を繰り越すもので、財源内訳としまして国庫補助金4,822万4,000円、企業債4,340万円、損益勘定留保資金482万4,000円です。同じく、事業名、中央浄化センター増設事業基本設計業務委託は、関連業務であるPPP、PFI導入可能性との調整に時間を要したため、1,912万円を繰り越すもので、財源内訳としまして国庫補助金951万円、企業債960万円、損益勘定留保資金1万円です。

同じく、事業名、上府第1排水区雨水渠築造工事（第5工区）は、福岡県土整備事務所との調整に時間を要したことにより、586万5,000円を繰り越すもので、財源内訳としまして、企業債580万円、損益勘定留保資金6万5,000円です。同じく、事業名、夜臼排水区雨水渠改修工事（第2工区）は、ガス管の埋設物があり関係機関との協議に時間を要したことにより、753万4,000円を繰り越すもので、財源内訳としまして、国庫補助金376万7,000円、企業債370万円、損益勘定留保資金6万7,000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第29．報告第10号

○議長（松井 和行君） 日程第29、報告第10号、令和5年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第10号、令和5年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和5年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。

10款2項小学校費、立花小学校特別教室棟及び渡り廊下新設工事設計事業につきましては、継続費の総額は1,892万1,000円で、令和5年度継続費予算現額、計1,733万1,000円のうち550万1,000円を令和6年度に逡次繰越するもので、その財源内訳は繰越金でございます。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第30. 報告第11号

○議長（松井 和行君） 日程第30、報告第11号、令和5年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第11号、令和5年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。11事業につきまして、総額2億3,295万6,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。その財源内訳につきましては、既収入特定財源といたしまして、その他600万円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金1億4,401万2,000円、県支出金27万6,000円、地方債3,450万円で、一般財源は4,816万8,000円となっております。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第31. 報告第12号

○議長（松井 和行君） 日程第31、報告第12号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第12号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約、一般会計については12件、特別会計については1件、そちらに報告させていただきます。2ページをお願いいたします。予定価格が50万円以上の委託契約につきまして、一般会計119件ございますけれども、2ページから9ページにかけて記載しております。10ページをお願いいたします。同じく、委託契約につきまして、特別会計分として6件、そちらに記載をしております。最後に11ページ、そちらには事業会計についての工事、製造の請負契約

が1件、50万円以上の委託契約が10件、記載させていただいております。なお、別綴じとして、参考資料までに入札結果表をおつけしております。報告は以上になります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第32. 報告第13号

○議長（松井 和行君） 日程第32、報告第13号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時38分散会
